会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類

2021 年 5 月 10 日

株式会社エフ・ジェー・ネクスト

1. 吸収分割契約書

吸収分割契約書は別紙 1 の通りです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

株式会社エフ・ジェー・ネクスト(以下、「当社」といいます)と株式会社 FJ ネクスト(以下、「承継会社」といいます)は、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収分割(以下、「本件分割」といいます)を行うことといたしましたが、これに伴い承継会社が当社に交付する株式数、並びに承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項について、以下のとおりとすることとし、いずれも相当であると判断いたしました。

(1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、承継会社は新たに普通株式 2,000 株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

承継会社は当社の 100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

なお、承継会社の資本金及び準備金の額は、会社法 445 条 5 項による委任を受けた会社計算規則 37 条の定めに従い、同条第 1 項に定める株主資本等変動額の範囲内において定めております。

① 資本金 ：0 円
② 資本準備金 ：0 円
③ その他資本剰余金：株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とする本件分割を行うにあたり、当社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務(本件分割により承継させるものに限ります。以下、同じ)の履行の見込みについて以下のとおり判断いたしました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 72,959 百万円、23,502 百万円であります。本件分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の 2021 年 3 月 31 日現在における帳簿価は、それぞれ 16,932 百万円、11,969 百万円 であります。

また、2021 年 3 月 31 日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、当社は、本件分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日(2021 年 4 月 1 日)の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 100 百万円、0 円であります。当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表において、承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価格は、上記(1)に記載のとおりです。

また、2021 年 4 月 1 日から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる承継会社の資産の額は同負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、当社は、本件分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

以上

(別紙 1)

吸収分割契約書

(別紙 2)

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	100	株主資本	100
現金及び預金	100	資本金	100
資産合計	100	負債及び純資産合計	100

吸収分割契約書

株式会社エフ・ジェー・ネクスト（以下「甲」という。）及び株式会社FJネクスト（以下「乙」という。）は、不動産特定共同事業、グループ経営管理事業及び事務管理事業を除く全ての事業（以下、併せて「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社エフ・ジェー・ネクスト

住所： 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社FJネクスト

住所： 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

第２条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ｉ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第３条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式 2,000 株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第４条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1)資本金　　0 円

(2)資本準備金　　0 円

(3)その他資本剰余金　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

第５条（効力発生日）

効力発生日は、2021 年 10 月 1 日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第６条（株主総会の承認）

甲及び乙は 2021 年 6 月 23 日 に開催される、それぞれの株主総会において、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第８条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第９条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

2021 年４月 27 日

（甲）　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
株式会社エフ・ジェー・ネクスト
代表取締役　肥田　幸春



（乙）　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
株式会社 FJ ネクスト
代表取締役　肥田　幸春



別紙

承継対象権利義務明細

本件承継対象権利義務は、本件分割の効力発生の直前時において、甲の本件事業に属する次の資産、債務、契約その他の権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

1. 資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する現金及び預金、仕掛販売用不動産及びその他の流動資産（販売用不動産を除く）。

(2) 固定資産

効力発生日において本件事業に属する敷金及びその他の固定資産。

2. 負債

(1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する未払費用、賞与引当金及びその他の流動負債。

(2) 固定負債

効力発生日において本件事業に属する退職給付引当金及びその他の固定負債。

3. 雇用契約

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. その他の権利義務

本件分割の効力発生日において、本件事業に関し甲が契約している一切の契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務。



